

令和5年度
清瀬市教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価（令和4年度分）報告書



令和5年8月
清瀬市教育委員会

点検評価を活用した「未来に向けた新しい教育」の創造

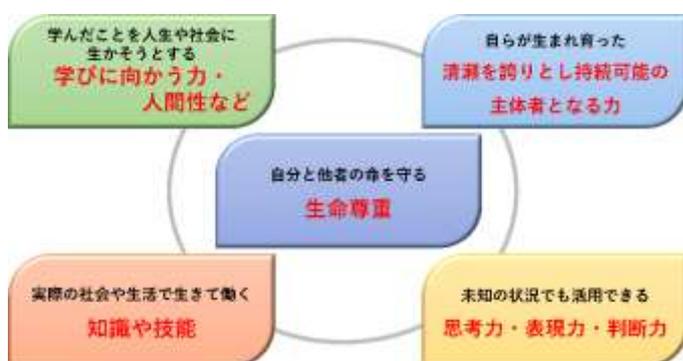
30年近く前に私の教え子を書いた作文が、手元に残っていました。

「私の自慢はノートです。授業中、黒板に書かれたことをたくさんの色のペンを使ってきれいに写しています。友だちから「きれいなノートだね」と言われると嬉しくなります。これからも先生の話をしつかりと聞き、「大切だな」と思ったことはいねいにノートに書いて勉強していきたいと思います」。

彼女は大変まじめで成績もよく、先生たちからの評価も高い生徒でした。几帳面な性格で毎時間の授業ではまるで芸術作品のようなノートを作っていたことが思い出されます。

当時は「席について静かに教師の指示に従う」ことができることを是とし、そのような子供たちに対して多くの知識や確かな技能を獲得させるという教育観が一般的でした。教師が黒板を背にして子供たちと向き合い、教科書に書かれた内容を解説し、練習問題を解かせ、何人かの子供に答えさせ、「できたかできないか」を評価するという授業が全国の学校で行われた時代だったのです。彼女の作文は当時の教育の象徴です。

時は流れ、社会情勢は当時とは大きく変わり、同時に教育を取り巻く環境も劇的に変化し続けています。子供たちが社会の中核となる10年後、15年後は不透明性、不確実性があらゆる領域で更に強まることでしょう。人工知能の発達によって単純な仕事は機械にとって代わられたり、形を変えたりする時代がやってきますし、人口構造の変化によって新しい社会保障制度が創られるかもしれません。大規模災害やコロナウイルスのようなパンデミックが再び起こらないとも限りませんし、世界の人口増によって食糧危機が到来し、資源の奪い合いが起こると警鐘を鳴らしている識者もいます。



このような「現在の延長線上にない未来」を力強く、心豊かに生き抜いていくために求められる「力」はどのようなものでしょうか。本市教育委員会はこの問いに真正面から向き合い、左図のような五つの資質・能力を育てることこそが21世紀を生きる子供たち、そして人生100年を生きる市民の方々に不可欠であると

結論に達しました。これらの資質・能力を育む具体的な取り組みをまとめたものが「第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン」です。本計画はその進捗を年度ごとに内部・外部両面で評価し、改善を図り実行するというサイクルによって、螺旋的に仕組みの制度が高まるよう運用されています。

「点検評価」は、私たち教育委員会が取り組んでいる各種事業が、先に挙げた 21 世紀を生きる子供たちに必要な資質・能力を真に育むものになっているか、市民の方々が人生 100 年を生きるために求められる有効な取り組みになっているのかを振り返り、考え、議論し、改善の方策を探り出すという非常に重要な機能を持っています。

今年度も十文字女子大学の塚田昭一教授と国立教育政策研究所の植田みどり総括研究官のお二人に専門家の視点から評価をいただきました。お二人には、この場をお借りして心から御礼申し上げます。

詳細は本文をお読みいただきたくと思いますが、塚田教授からは、教育効果の観点から成果指標の設定の仕方を見直す必要性や、教育委員会事務局各課の連携協働体制の更なる充実などについて、植田研究官からは、根拠ある目標値の設定とアウトカム指標による評価の重要性、また市民への説明責任を果たすツールとしての点検評価の在り方などについてご指導いただきました。

これらご指導いただいた課題と共に、研究と試行錯誤を繰り返しつつも、私たちの中で未だ納得解に至らない、適切な評価指標（評価のモノサシ）の設定や、妥当な評価を行うための手法の開発についても、次年度に向けて引き続き研究・改善に取り組んでまいります。是非、市民の皆様からも本報告書の内容についてご意見をお寄せ頂き、共に「未来の清瀬の教育」を創り上げる「協働者」となっていたいただければと念じます。

「教育改革は子供や市民の姿をもって評価されるべきである」という言葉があります。いくら高邁な理屈による理想的な計画を立案しても、それが子供や市民に届き、学ぶ姿、生きる姿の変化に結びつかなければ改革は意味をなさないという、我々、計画立案者の背筋を伸ばしてくれる言葉です。

マスタープランがその目的を達成した時、冒頭に示した作文はきっとこのように変わるはずです。

「私の自慢はたくさん意見が言えることです。授業中、コンピュータの端末を使っていろいろな人と意見を交わしながら自分の考えをまとめています。友だちや先生から「よい意見だったね」と言われると嬉しくなります。これからも疑問に思うことを調べたり、解決策を話し合ったりしながら、自分の考えを堂々と発表していきたいと思います」。

こんな作文をすべての子供たちが書けるようになることを目指して、私たち清瀬市教育委員会は、これからも「未来に向けた新しい教育の創造」に挑戦し続けます。

令和 5 年 8 月 28 日

清瀬市教育長



目次

第1	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の実施について……………	1
第2	長期総合計画・実行計画と総合教育計画マスタープラン実行計画について…	2
第3	第2次清瀬市教育総合計画マスタープランの概要……………	3
	令和4年度教育委員会事業一覧……………	5
第4	令和4年度点検評価……………	7
	1. 統合型校務支援システムの更新……………	9
	2. 新校建設事業……………	10
	3. 屋内運動場照明器具LED化工事……………	11
	4. 「教育支援センター」の機能強化……………	12
	5. 学力向上事業……………	14
	6. 体育等振興事業……………	16
	7. 学童クラブ指定管理者制度の導入……………	17
	8. 図書館を使った調べる学習コンクールの実施……………	18
	9. 子供向け事業の充実……………	19
第5	点検評価に関する有識者からの意見……………	20
第6	清瀬市教育委員の活動状況……………	22
<資料>		
	清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱……………	28

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

1 はじめに

清瀬市においては、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価（以下「点検評価」という。）を毎年実施しています。

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成20年4月1日施行）、教育委員会は、教育行政における事務事業の執行管理について自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告を作成し、議会に提出するとともに公表することとされました。

これを機会として、清瀬市教育委員会は各事業の成果効果を検証し、事業内容や教育の質の向上を図ってきました。事務の点検評価を行うことを通して、市民や関係機関、市役所内外の各部署と協働を進めています。

2 点検評価の対象と目的

平成29年度に策定した「第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン」（以下、「第2次マスタープラン」）の基本理念の5つの柱と16の施策の方向性を実現するために実行計画を作成しています。

実行計画の中から特に各課及び図書館が力を入れて取り組みをした事業を点検評価の対象としました。外部評価委員の点検を受け、事業の目的や目標、施策の取組状況と成果や課題を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図り、市民の方々へ報告することを目的としています。

3 点検評価の客観性

点検評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、施策及び事業の進捗状況等について意見を聴取する機会を設けることとします。

第2 長期総合計画・実行計画と教育総合計画マスタープラン実行計画について

第4次清瀬市長期総合計画は、清瀬市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画です。まちづくりは、行政だけではなく、清瀬に住む市民や、市民活動団体、大学、企業、行政機関などと協働して行うことが求められています。そのため、本計画は、行政だけが実施する内容を描くものではなく、地域全体で共有し、市民と行政のお互いの役割分担と協働して成し遂げることを明示し、めざすべきまちの将来像を教育の側面から実現するための計画です。

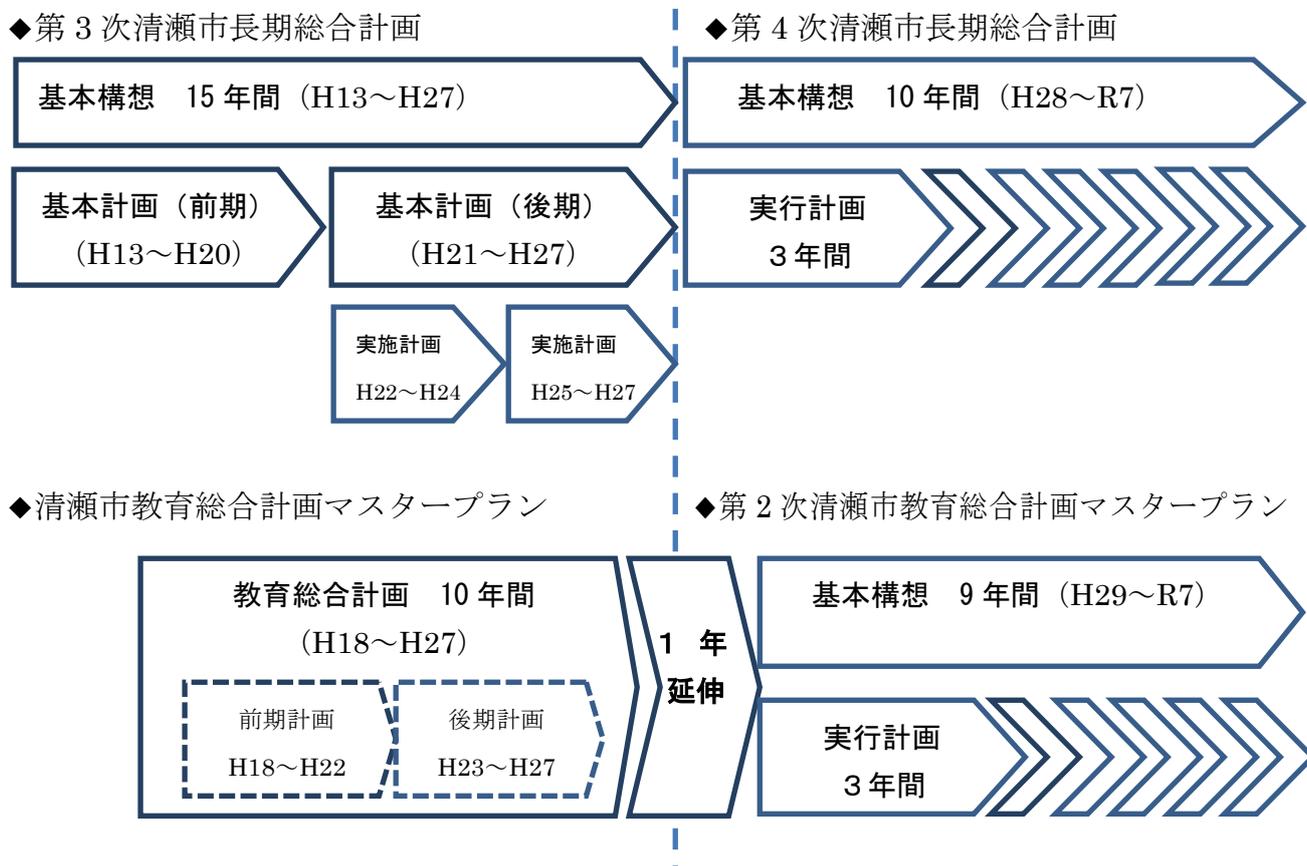
長期総合計画の構成は「基本構想」と、それを実現する「実行計画」の二層構造とし、前者の計画期間を10年、後者を3年とすることで、これまでよりわかりやすく、実効性のある計画を目指しています。

長期総合計画・実行計画の詳細は以下のURLから詳細がご覧いただけます。

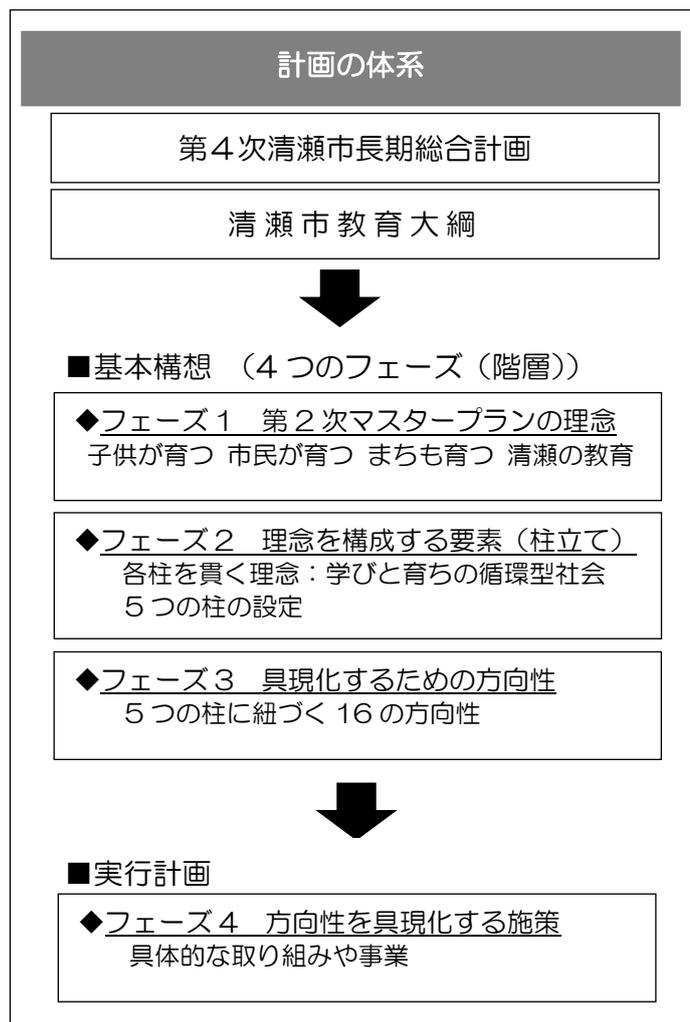
<https://www.city.kiyose.lg.jp/siseijouhou/keikakusisa/ku/kihonkousoukeikaku/1004591/1004593.html>



清瀬市長期総合計画と教育総合計画マスタープランの計画体系



第3 第2次清瀬市教育総合計画マスタープランの概要



本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けられるものであり、清瀬市長期総合計画の教育分野に係る個別計画の役割を果たし、学校教育と生涯教育について取組みの指針や方向性を示すものです。

本計画は、「基本構想」と「実行計画」からなる二層構造の体系とし、構成する要素を4つのフェーズ（階層）に分けました。

フェーズ1は基本理念、フェーズ2は理念を構成する柱、フェーズ3は柱を具現化するための方向性、フェーズ4は方向性を具現化する事業となっています。

基本構想で示された5つの柱と方向性については、以下のURLから詳細がご覧いただけます。

<http://www.kiyose.ed.jp/gaiyou/mokuhyoukeikaku/2000110.html>



◇基本構想の概略

基本理念

「子供が育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育」

基本理念の実現のため、5つの柱と、柱を具現化するための16の方向性によって構成しています。

○柱1. 健幸で生きがいのある学び・活動を支援します

方向性1 市民ニーズに応じた生涯学習活動の支援

方向性2 生涯学習施設の学びとコミュニティ機能の推進

方向性3 「生きる力・考える力」を高め、伝えるための世代を超えた学びの場の提供

○柱2. 家庭の教育力向上を支援します

方向性4 保護者への様々な学びや交流の場の提供

方向性5 家庭の教育力向上のための普及・啓発

方向性6 子育て、教育、生き方にかかわる支援体制の構築

○柱3. 学力を保証し健やかな心と体を育てます

方向性7 「確かな学力」の育成

方向性8 学びの関心や意欲を高めるための教育の推進

方向性9 豊かな心と撓(しな)やかで強(したた)かな心の育成

方向性10 運動習慣の確立による体力の向上

方向性11 教育環境の整備

○柱4. 郷土の自然や文化への学びを支援します

方向性12 日本の良さ、清瀬の魅力を理解し、内外に向けて発信する力の育成

方向性13 清瀬の文化や歴史を深く学ぶことのできる機能の強化

方向性14 体験を通じた郷土文化の継承と郷土愛の醸成

○柱5. 地域の力で清瀬の教育をつなぎます

方向性15 世代を超えた地域コミュニティの構築

方向性16 地域の力を学校に生かす仕組みづくりの推進

◇資料◇

令和4年度教育委員会事業一覧（5～6ページ）

教育委員会が実施する主な事業の一覧です。

実施する事業を中央に記載し、左側から教育総合計画マスタープランの基本構想「柱」と「方向性」の番号を記載し、事務事業名の右側には長期総合計画の施策番号を記載しています。令和4年度重点事業及び外部評価委員の外部ヒアリングを受ける事業には●をつけています。

7ページ目以降で、外部評価委員の外部ヒアリングを受ける事業の概要説明と詳細を記載した個票を記載しています。

令和4年度 教育委員会事務事業一覧

第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン実行計画（令和4年度～6年度）

柱	方向性	事務事業名	所管	令和4年度 重点事業	外部評価 対象事業	関連する長期総合計画 施策番号
1	1	文化活動振興事業（生涯学習基本方針による事業推進）	生涯学習スポーツ課			122
		文化活動振興事業（石田波郷俳句大会）	生涯学習スポーツ課			122
		生涯学習情報の提供（「まなびすと」の発行）	生涯学習スポーツ課			122
		体育等振興事業（スポーツ振興事業の推進）	生涯学習スポーツ課	●	●	123
		コユースポーツ用具の貸出口	生涯学習スポーツ課			123
		きよスポサークルの設置	生涯学習スポーツ課			123
	2	図書館運営管理事業（図書館サービスボランティアの育成）	図書館			122
		図書館運営管理事業（読書交流会）	図書館			122
		図書館運営管理事業（子供向け事業）	図書館	●	●	122
		指定管理者自主事業の実施（コミュニティプラザ・けやきホール・地域市民センター）	生涯学習スポーツ課			122
	3	文化活動振興事業（きよせカレッジ等講座）	生涯学習スポーツ課			122
		生涯学習情報の提供（「まなびすと」の発行）【柱1の再掲】	生涯学習スポーツ課			122
市民文化祭の開催		生涯学習スポーツ課			123	
体育等振興事業（スポーツ振興事業の推進）【柱1の再掲】		生涯学習スポーツ課			123	
2	4	地産地消推進事業（学校給食への地場産物活用）	教育総務課			321
		図書館運営管理事業（子供向け事業）【柱2の再掲】	図書館	●	●	122
		図書館運営管理事業（ブックスタート事業（乳幼児や保護者に向けたおはなしのじかん））	図書館			122
		指定管理者自主事業【柱2の再掲】	生涯学習スポーツ課			122
	5	教育委員会だより等発行（新たな情報ツールの活用）	教育総務課			322
		家庭教育の手引き	教育指導課			321
	6	ブックスタート事業（3・4か月及び1歳6か月健診でブックリスト等配布）	図書館			122
		教育相談センター運営管理事業（「教育支援センター」の機能強化）	教育指導課	●	●	331
		教育支援センター運営管理事業（「教育総合支援センター（仮称）」開設に向けた検討）	教育指導課			332
		学童クラブ指定管理者制度の導入	生涯学習スポーツ課	●	●	331
3	7	学習指導要領に準じた主体的、対話的で深い学びの実現	教育指導課			321
		情報教育推進事業（ICT教育の推進）	教育指導課			321
		特色ある教育活動事業（特色ある学校づくり）	教育指導課			321
		学力向上推進事業（外国人英語指導助手の配置）	教育指導課			321
		学力向上推進事業（市学力調査の実施）	教育指導課			321
		学習指導要領に準じた主体的、対話的で深い学びの実現【柱7の再掲】	教育指導課			321
	8	情報教育推進事業ICT教育の推進【柱7の再掲】	教育指導課			321
		特別支援教育の充実	教育指導課			321
		特別支援教室の運営	教育指導課			321
		図書館を使った調べる学習コンクールの実施	図書館	●	●	122
		図書館運営管理事業（学校・保護者への図書の貸し出し）	図書館			122
		第3次清瀬市子供読書活動推進計画に掲げた施策の実施	図書館			122
	9	児童・生徒健全育成事業（「命の教育」にかかわる体験活動の実施）	教育指導課			321
		学力向上推進事業（学校図書館運営支援員の配置・「清瀬の100冊」の活用）	教育指導課	●	●	321
		児童・生徒健全育成事業（健全育成委員会の活動支援）	教育指導課			321
		児童・生徒健全育成事業（「清瀬市道徳郷土資料集」の活用）	教育指導課			321
		教育支援センター運営管理事業（「教育総合支援センター（仮称）」開設に向けた検討【柱6の再掲】	教育指導課			332
	10	体力向上に関する取組	教育指導課			321
		体カテストの実施	教育指導課			321
		部活動指導員の配置	教育指導課			321
		東京2020大会関係事業（オリンピック・パラリンピック教育の推進）	教育指導課			321
		小中学校における体育活動への支援	生涯学習スポーツ課			321
	11	屋内運動場照明器具LED化工事	教育総務課			321
		校舎照明器具LED化工事	教育総務課	●	●	321
		屋内運動場大規模改造工事	教育総務課			321
		トイレ大規模改造工事	教育総務課			321
事務局一般事務事業（小・中学校の適正規模・適正配置の調査、検討）		教育総務課	●	●	321・532	
情報教育推進事業（ICT教育の推進）		教育総務課			321	
統合型校務支援システムの整備		教育総務課	●	●	321・522	
働き方改革の取り組み		教育指導課			321	

令和4年度 教育委員会事務事業一覧

第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン実行計画（令和4年度～6年度）

柱	方向性	事務事業名	所管	令和4年度 重点事業	外部評価 対象事業	関連する長期 総合計画 施策番号
4	12	小学校教育指導事業（小学校社会科副読本3・4年生用「わたしたちの清瀬」の活用）	教育指導課			321
		児童・生徒健全育成事業（「清瀬市道徳郷土資料集」の活用【柱9の再掲】）	教育指導課			321
	13	世界文化遺産推進事業（結核関連コーナーの設置（常設））	図書館			541
		郷土資料コーナーの設置（常設） 清瀬にゆかりのある作家コーナーの設置（常設）	図書館 図書館			122 122
5	15	コミュニティハウス事業	教育指導課			322・511
	16	学校支援本部事業（学校支援本部運営の推進）	生涯学習スポーツ課			322
		学校支援本部事業（地域コーディネーターの研修実施・育成）	生涯学習スポーツ課			322
		コミュニティスクール推進事業コミュニティスクールの設置・運営	生涯学習スポーツ課			322

第4 令和4年度点検評価

◇点検評価対象事業について

【教育総務課】

○統合型校務支援システムの更新

児童生徒の学籍情報や成績情報等を管理するための校務支援システムについて、現行システムのサポートが令和5年3月に終了するため、令和4年度から2か年で更新作業を実施します。令和4年度は公募型プロポーザルで委託事業者を決定し、事前研修やシステム構築等を実施しました。

○新校建設事業

令和11年度の新校開設に向け、令和4年度から2か年で新たな学校づくりのイメージなどをまとめた基本構想及び基本計画を策定します。令和4年度は、公募市民2名を含む「清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会」及び市民ワークショップを開催したほか、教職員アンケートを実施し、子供から教職員を含めた大人まで、広く意見を収集しました。

○屋内運動場照明器具LED化工事

水銀灯の製造中止への対応や老朽化した照明器具を更新するとともに、省エネルギー化による二酸化炭素排出量を削減するため、清瀬第四小学校、清瀬第七小学校及び清瀬第三中学校において、屋内運動場に設置されている照明器具全数をLED照明器具へ更新しました。

【教育指導課】

○「教育支援センター」の機能強化

教育支援センターで実施している教育相談やフレンドルームの利用者拡大に向けて、利用機会の充実や質の向上を図ります。その一環として、令和4年度はオンラインの活用やノウハウの豊富な民間事業者への委託に向けて、オンライン相談に必要な機器等を準備・実践したほか、令和5年度開始を予定している教育相談室運営業務の委託事業者を選ぶためのプロポーザルを実施しました。

○学力向上事業

「図書館を使った調べる学習コンクール」を目標として位置づけ、児童・生徒の興味・関心に応じた課題解決型学習を推進しました。総合的な学習の時間を主とした探究学習において、より効果的な指導が行われるよう、管理職及び教員を対象に、ICT及び学校図書館を活用した課題解決型学習に関する研修会等を実施しました。

【生涯学習スポーツ課】

○体育等振興事業

年齢・性別・障害の有無を問わず、幅広い世代でスポーツの振興を進めるために、東京 2020 大会に関連した事業をレガシーとして継続します。令和 4 年度は、令和 3 年度から始めたきよせボッチャ祭を開催するほか、市民の運動への興味関心を高めるために、ボッチャをはじめとするニュースポーツ用具の貸し出しを推進しました。

○学童クラブ指定管理者制度の導入

多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応することを目的に、清瀬市立八小第 1 第 2 学童クラブ・中清戸第 1 第 2 学童クラブ・清瀬小第 1 学童クラブ・清瀬小第 2 学童クラブ・十小学童クラブへ指定管理者制度を導入しました。これにより、18 時 15 分までとしてきた開所時間を 19 時まで延長できたほか、あそび体験等、指定管理者による自主事業が実施できました。

【図書館】

○図書館を使った調べる学習コンクールの実施

図書館を使った調べる学習コンクールは、教育指導課と連携し、市内の小中学生が公立図書館を活用して主体的に学ぶ力を育てるとともに、図書館の利用促進を目的として、調べ学習の成果を作品としてまとめたものを審査する取り組みです。令和 4 年度に 2 回目のコンクールを開催しました。

○子供向け事業の充実

図書館に親しみを感じてもらい、利用促進につなげるためのイベント「子ども会」を、令和 4 年度に 15 回開催しました。「子ども会」では、図書館の本に登場するキャラクターの折り紙や、本に関連付けたクイズラリーなどのほか、多摩六都科学館との連携事業として図形の「敷き詰めパズル」を行って、図書館の楽しさを感じてもらうために様々な取り組みを行いました。

令和4年度重点事業報告書兼点検評価個票

教育総務課

事務事業名	(統合型校務支援システムの更新)
-------	------------------

財務科目・総事業費(予算額)		
会計	-	-
款		
項		
目		
事業番号		
総事業費(円)	なし	

債務負担行為:校務支援システム更新構築業務
(令和4年度から5年度 85,000,000円)

施策体系(長期総合計画)

基本目標	基本方向	施策	施策の方向性
3	32	321	1
5	52	522	3
5	52	522	4

施策体系(教育総合計画マスタープラン)

柱	方向性	令和4年度末までに目標とする効果(姿)			
3	11	統合型校務支援システムの整備により、児童生徒のデータを統一することで、個々の児童生徒への教育効果を高める			
指標名		(第4次清瀬市長期総合計画)施策番号321 「生きる力」「考える力」を育む学校教育			
現状値(令和4年度)		目標値(令和5年度)	目標値(令和6年度)	目標値(令和7年度)	
統合型校務支援システム更新に係る業者選定・構築		更新した校務支援システムの本格稼働	更新した校務支援システムの運用管理	更新した校務支援システムの運用管理	

重点とする事業

事業名	統合型校務支援システムの更新
目的	学校の働き方改革を推進するために、セキュリティレベルを維持しつつ、効率的に業務を進めることができるシステムを導入する。
開始当初	○現在、清瀬市立学校に導入されている校務支援システムの更新を実施し、学校業務をシステム面から効率化・統一化を図るため、複数システムの統一やペーパーレス会議の実施をめざし、学校運営の効率化・歳出削減を実現するとともに、セキュリティの管理強化を推進していく。
中間	○8月に業者選定が終了し、現在、仕様の詳細を固めている。 今後、令和5年1月から仮稼働、各学校の教員への研修を開始し、3月下旬には、旧システムからのデータ移行、4月からの本格稼働を目指す。
年度最終	
目的に向けて、令和4年度に取り組んだこと	○4月から7月に校務支援システム構築事業者を選定するためのプロポーザルを実施し、4社から応募があった。 ○審査会においては、目的達成のために①校務支援システムのソフトウェアの運用や使いやすさ、②システムを使いこなすための研修体制及び故障・不具合等のサポート体制、③業務効率化に結びつく追加提案を重点的に審査。 ○12月以降、導入に先駆けての説明会を定期的に行い、1月から3月まで試験稼働を実施。3月に端末を入れ替え、初期設定及び利用者データベース入力等を実施。
目的に対しての成果	○校務支援システムのソフトウェアは、都内を異動する教員がその仕様に慣れやすいことを期待し、東京都内で7割以上のシェアを占めているソフトを提案している事業者から選定した。 ○学校と保護者が電話や連絡帳以外で情報交換等をするための保護者とのデジタル連絡ツールや、中学校教諭にとってウェイトが高く学校からの要望も挙がっていた答案の採点支援システム、1台のパソコンで校務とインターネットを分離したインターネット利用システムなど、効果的な提案をしている事業者を選定した。
次年度以降への課題及び対策	○教育委員会での取組等の周知やイベントへの参加募集を効果的に行うため、保護者とのデジタル連絡ツールを各学校で普及させる。 ○システムを活用し、指導要録などの公簿の電子保存を推進する。 ○教職員に対してアンケートを行うなど、システム改修による効果検証を実施する。
外部評価委員意見	令和4年度の重点目標である「更新に係る業者選定・構築」は、教員の利便性などを考慮した業者の選定が行われるなど、順調に更新が進められていると判断できる。 次年度の校務支援システムの本格稼働においては、目標とする効果として設定されている「児童生徒のデータを統一することで、個々の児童生徒への教育効果を高める」ということが設定されている。このことを意識した効果検証が次年度から適切に行われるように、今年度から準備を行うことを期待したい。具体的な教育効果の検証においては、校務支援システムの本格稼働による教員の業務軽減や業務内容の変容、児童生徒との向き合う時間の確保など、教員の働き方改革の視点からの検証が必要である。また合わせて、児童生徒に関するデータの利活用による教授活動の改善という視点からの教育効果の検証も必要である。

令和4年度重点事業報告書兼点検評価個票

教育総務課

事務事業名	新校建設事業
-------	--------

財務科目・総事業費(予算額)		
会計	—	—
款	10	教育費
項	1	教育総務費
目	2	事務局費
事業番号	12	新校建設事業
総事業費(円)	180,000	

債務負担行為:新校建設に係る基本構想・基本計画策定業務
(令和4年度から5年度 28,000,000円)

施策体系(長期総合計画)

基本目標	基本方向	施策	施策の方向性
3	32	321	1
3	32	321	2
3	32	321	3

施策体系(教育総合計画マスタープラン)

柱	方向性	令和4年度末までに目標とする効果(姿)		
3	11	教育効果を高めるため、適正な教育環境の学校づくりを実現する。		
指標名		(第4次清瀬市長期総合計画)施策番号321 「生きる力」「考える力」を育む学校教育		
現状値(令和4年度)	目標値(令和5年度)	目標値(令和6年度)	目標値(令和7年度)	
清瀬市新校に係る基本構想及び基本計画の着手	清瀬市新校に係る基本構想及び基本計画の策定	設計の実施	設計の実施	

重点とする事業

事業名	新校建設事業
目的	基本構想及び基本計画策定の過程で、保護者や市民を始めとして多様な手法で広く意見を募り取り入れる。
開始当初	○清瀬市公共施設再編計画(地域レベル編)の策定により清瀬小学校及び第八小学校の再編が記載された。このことから、今年度は、プロポーザルによりコンサル業者を決定し、庁内体制を整えつつ、新たな学校づくりのイメージを具現化すべく、市民参画による検討委員会を設置し、保護者や市民を始めとして多様な手法で広く意見を募りつつ、新校設置の基本構想及び基本計画の策定を目指す。
中間	○新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方に関する情報や、小中一貫教育を導入している先進事例の情報などを収集・整理したとともに、現地視察を実施した。また、プロポーザル方式により、8月にコンサル業者を決定した。現在では、11月に設置予定の「清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会」に向け、市民公募委員の選定を行うとともに、市や教育委員会の方針等をコンサル業者と共有し、課題や情報整理を行っている。今後は、本委員会で、より建設的な議論ができるよう先進事例の視察も検討するとともに、定期的なワークショップ等により、広く市民意見を取り入れることを目指す。
年度最終	
目的に向けて、令和4年度に取り組んだこと	○清瀬市の新校開設への知識や関心を高め、市民から意見を発しやすい環境をつくるため、HPや市報での情報提供だけでなく、①学校施設を専門にする大学教授を招いた特別講演会、②誰でも参加できる市民ワークショップ、③公募市民2名を含む策定委員会を開催した。 ○実際に学校で働く教職員から校舎整備の意見を取り入れるため、清瀬小学校教職員アンケートを実施した。
目的に対しての成果	○①特別講演会「清瀬の未来を拓く学校づくり～新しい時代の学びを実現する学校施設のあり方～」を12月17日に開催し、25人の参加を得た。 ○②市民ワークショップ「新しい学校施設の夢を語り合おう」を1月23日に開催し、29人の参加を得た。「新しい学びの場・生活の場・地域活動の場」を3月25日に開催し、13人の参加を得た。 ○③策定委員会は、市民ワークショップ(②)の実施報告と学校施設利用者からのヒアリング結果の共有など、施設計画に向けた条件整理を主なテーマとして、11月18日及び3月25日に開催した。
次年度以降への課題及び対策	○基本構想及び基本計画について市民と合意形成を進めるにあたって、より市民の関心も高まることが予想される。そこで、基本計画案に至った経緯や考え方を整理して市民への理解を促し、令和4年度以上に市民参加が活性化され、関連な意見交換ができるようになることを目指す。 ○対策として、市報特別号を発行し、7月に基本構想及び基本計画策定の進捗状況や今後の取組みを周知、11月に策定委員会から基本構想及び基本計画の検討報告を掲載する。併せて、12月に予定しているシンポジウムの告知、パブリックコメントの予告を掲載する。 ○12月、策定委員会からの報告内容の周知を含めたシンポジウムを開催する。
外部評価委員意見	本事業を推進するにあたり市民ワークショップを開催し、教職員、子供、市民などから幅広く意見を聞き、施策に反映させようとしていることは、大いに評価できる。今後、将来的に学校を複合施設として設計した場合、学校に関わる大人同士が「どのような子供を育てていくのか」「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有し、学校と地域がパートナーとして連携・協働しながら子供の学びを展開していけるよう、教育課程の確立が必要である。そのためには、教育総務課、教育指導課等との更なる連携協働体制が重要である。

令和4年度重点事業報告書兼点検評価個票

教育総務課

事務事業名	屋内運動場照明器具LED化工事
-------	-----------------

財務科目・総事業費(予算額)		
会計	1	一般会計
款	10	教育費
項	2 3	小学校費 中学校費
目	1	学校管理費
事業番号	2 2	小学校施設維持管理事業 中学校施設維持管理事業
総事業費(円)	39,500,000	

施策体系(長期総合計画)

基本目標	基本方向	施策	施策の方向性
3	32	321	1~3

施策体系(教育総合計画マスタープラン)

柱	方向性	令和4年度末までに目標とする効果(姿)		
3	11	子供たちが安心して学校生活を送り、教育効果を最大限高めるため、学校体育館の照明器具のLED化工事を実施する。		
指標名	(第4次清瀬市長期総合計画)施策番号321 「生きる力」「考える力」を育む学校教育			
現状値(令和4年度)	目標値(令和5年度)	目標値(令和6年度)	目標値(令和7年度)	
【屋内運動場の照明器具をLED化した学校数】 小学校2校中学校1校 (四小・七小・三中)	小学校1校中学校1校 (芝小・五中)	中学校1校 (二中)	小学校1校 (三小)	

重点とする事業

事業名	屋内運動場照明器具LED化工事
目的	屋内運動場照明器具をLEDに更新することで、水銀灯の製造中止への対応や老朽化した照明器具の更新、省電力化を図る。
開始当初	○市内小中学校の体育館照明には、現在、水銀灯が使われている。LED照明器具に更新することにより、上記目標のみならず、省電力化により温室効果ガス排出を抑制することができる。また、調光機能を付与することにより学校行事等での演色性を高め、災害時に避難所として使用する際、時間帯やエリアごとに明るさを調整できる。今年度は四小・七小・三中の3校の工事を実施し、翌年度以降も計画的に校舎及び体育館のLED化を進めていく。
中間	○6月入札で落札した業者により、夏休み期間中に四小・七小・三中の3校の体育館照明器具LED化工事が施工され、予定通り完了した。 ○令和5年度に校舎共にLED化工事を実施する芝小・五中の実施設計が進行中である。
年度最終	
目的に向けて、令和4年度に取り組んだこと	○四小・七小・三中の3校の体育館照明器具LED化工事を夏季休業中の工事完了を目指し、工程管理を行った。また、現場確認を行い図面通りの施工を確認し品質の確保に努めた。 ○翌年度予定している芝小・五中の体育館照明器具LED化工事は、計画通り発注ができるように、実施設計業務を行った。
目的に対しての成果	○当初の予定通り工事を完了することで、水銀灯の製造中止への対応や老朽化した照明器具の更新及び省電力化を図ることができた。(水銀灯と比較して電気使用量70%程度削減。) ○当初の予定通り、工事発注のための設計図書を完成することができた。 ○屋内運動場照明器具のLED化進捗率は21%(14校中3校)となった。
次年度以降への課題及び対策	○令和5年度も計画的に芝小・五中の校舎及び体育館のLED化を進めていく。 ○令和5年度に予定している六小及び清明小の体育館大規模改修の機会を活用して、2校のLED化を進める。 ○令和5年度終了時に、屋内運動場照明器具のLED化進捗率は50%(14校中7校)を実現する。
外部評価委員意見	屋内運動場照明機器のLED化の実施については着実に遂行されていると判断できる。LED化は省電力化にもつながり、環境対策としての重要な取り組みであり、今後もLED化工事自体の着実な実施を期待する。さらに着実な工事の実施と共に、そのことにより子供たちが安心して学校生活を送り、教育効果を最大限高めるといふ令和4年末までの目標が達成できているかどうかを市民に説明していくことが必要である。そのためには、体育館の照明のLED化によりもたらされる教育効果を明確し、そのことを検証していくことが重要である。また、環境教育などの教科の単元においてもこの活動を利用するという視点も取り入れるとより教育効果という点では有効であると考えられる。今後の、実施の教育効果についても検証活動していくことを期待したい。

令和4年度重点事業報告書兼点検評価個票

教育指導課

事務事業名	「教育支援センター」の機能強化
-------	-----------------

財務科目・総事業費(予算額)		
会計	-	-
款		
項		
目		
事業番号		
総事業費(円)	なし	

債務負担行為:教育支援センター教育相談室心理士委託業務
(令和4年度から7年度 7,500,000円)

施策体系(長期総合計画)

基本目標	基本方向	施策	施策の方向性
3	33	332	1,2

施策体系(教育総合計画マスタープラン)

柱	方向性	令和4年度末までに目標とする効果(姿)		
2	6	子育てについて悩みや不安を抱え、孤立する家庭が相談・交流できる支援体制を整えます。		
指標名		(第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン)柱2・方向性6 子育て、教育、生き方にかかわる支援体制の構築		
現状値(令和4年度)		目標値(令和5年度)	目標値(令和6年度)	目標値(令和7年度)
【中学生のフレンドルームへの通室率(在籍数/不登校者)】 27.0%		33.0%	35.0%	40.0%

重点とする事業

事業名	【教育相談】オンライン相談の実施、業務委託の準備 【フレンドルーム】オンライン授業の実施、特別支援教育の実施
目的	(1)【教育相談】 ①多様な教育相談の機会を充実させる。 ②教育相談室運營業務委託による教育相談を一層充実させる。 (2)【フレンドルーム】 ①多様な学びの場を提供する。 ②社会的自立に向けたキャリア教育・進路指導を充実させる。 ③特別支援教育を踏まえたフレンドルームの指導を充実させる。
開始当初	【教育相談】業務委託に向けた仕様書等作成 【フレンドルーム】以下の教育計画を教育委員会に届出 ○PDCAサイクルに基づく指導の充実(教育計画の作成と届出、教育指導課訪問による事業評価) ○活動目標の明確化(各活動について、学習指導要領上の位置付けを確認し、指導目標を明確化) ○社会的自立に向けた教科等指導の充実(学習ログを活用した基礎学力の定着、総合的な学習の時間の設定) ○特色ある教育活動の充実(5日間の職場体験の実施、年間を通しての調理実習の実施)
中間	【教育相談】業務委託に向けたプロポーザルを実施(8/30) ※契約に向けた準備を進行中 【フレンドルーム】教育計画(3/11届出済、3/18受理、4/1から教育活動を展開) ○教育委員会訪問の実施(5/30) ○社会的自立に向けたキャリア教育・進路指導の充実(進路指導資料「道しるべ」の作成・6月より実践開始) ○職場体験(①市民活動センターにて実施6/13~17、②市民活動センター、中央図書館、日本管財にて実施10/17~21)、調理実習全6回(①5/13、②7/14、③9/20、④11/11、⑤12/14、⑥3/7))
年度最終	
目的に向けて、令和4年度に取り組んだこと	(1)【教育相談】 ①オンライン相談受付準備(PC購入、オンライン研修の実施)し、希望に応じて相談2回目以降のオンラインへの切替対応を実施した。 ②業務委託先のプロポーザルを実施し、契約締結及びセンター開室準備(引継ぎ・打合せ、レイアウト決定等)を行った。 (2)【フレンドルーム】 ①オンライン相談の受付準備(PC購入、オンライン研修の実施)を行った。 ②進路指導資料「道しるべ」作成、職場体験(4か所各5日間程度)、調理実習(全6回)書道教室(全10回)、校外学習(年2回)、図書館での調べる学習(年2回)を実施した。 ③特別支援教育を踏まえた教育計画(3/11届出、3/18受理)の策定及びセンター開所までの運営計画作成のほか、フレンドルーム開所の準備(物品搬入、相談室レイアウトの決定等)を行った。

<p>目的に対しての 成果</p>	<p>(1)【教育相談】 ①オンライン相談への切替希望が6ケースあり、希望に応じた相談機会を提供できた。 ②R5年度に向けて教育相談の質を向上させるために、教育相談室内のOJTの強化、常時・緊急時の相談体制の強化、出張相談などの準備を行うことができた。 (2)【フレンドルーム】 ①オンライン指導の希望ケースが1件(入院中の生徒)あり、それに応じた指導を提供できた。 ②通室児童・生徒及び保護者アンケートにおける「フレンドルームの行事(職場体験、調理実習、書道教室、校外学習等)について楽しく学習できていますか」という質問に対して、肯定的回答割合:児童生徒68%、保護者60%という結果を得ることができた。 ③教育計画に基づいて、以下の2つの方法で不登校児童に対する学習支援の窓口及び場を増やすことができた。 ・教育相談室の心理士の協力を得て、心理士によるフレンドルームへの週1回程度の訪問、月1回程度の授業を行う機会の設定。 ・しあわせ未来センターの所管と調整しながら、相談室数の確保や子どもの心理状態の観察などに活用するプレイルームの設置。</p>
<p>次年度以降への 課題及び対策</p>	<p>(1)【教育相談】 ○業務委託後の円滑な運営の一つとして、緊急ケースへの迅速なSSWの派遣につなげるため、教育支援係経営会議(月1回)による事業報告連絡会を実施する。 ○スクールカウンセラーの在校日以外での学校からの相談対応など、学校との連携強化につなげることを目的に、学校訪問(年2回)による情報交換・相談会を実施する。 ○フレンドルームに通う児童・生徒のソーシャルスキルトレーニングの充実を目的に、心理士による特別授業(月1回程度)を実施する。 (2)【フレンドルーム】 ○通室児童・生徒及び保護者アンケートの結果から、改善に向けて以下3つを検討する。 ・フレンドルームに通う児童・生徒のソーシャルスキルトレーニングの充実を目的に、アフターコロナの職場体験、調理実習、書道教室、校外学習等の内容や回数などを見直す。 ・フレンドルームの児童・生徒の情報活用能力、情報モラルの向上を目的に、ICT支援員による研修を実施する。 ・社会や人とつながる機会を増やすことを目的に、通室が難しい児童・生徒を対象としたオンラインによる相談を実施する。 ○小学校段階での不登校対策を充実させるため、小学校を対象としたアウトリーチ型不登校巡回支援の試行及び不登校緊急派遣支援を実施する。</p>
<p>外部評価委員 意見</p>	<p>対面による相談だけでなく、オンライン相談の実施により、多様な支援体制の機会を充実させたことは、子供、保護者にとってニーズに応じた選択ができ、教育支援センターの機能強化が図られたと理解できる。とりわけ、オンラインによる入院中の生徒への学びの提供は、本事業の大きな功績と言える。 しかし、これらの取組の成果である目標値との関連が見えない。例えば、子育てについて悩みや不安を抱えている保護者の割合が、本事業の取組みによって「何割減少した」などのように、事業の取組と指標との関連が結びつくような示し方が市民への説明において必要ではないか。</p>

令和4年度重点事業報告書兼点検評価個票

教育指導課

事務事業名	学力向上事業
-------	--------

財務科目・総事業費(予算額)		
会計	—	—
款		
項		
目		
事業番号		
総事業費(円)	なし	

施策体系(長期総合計画)

基本目標	基本方向	施策	施策の方向性
1	12	122	3

施策体系(教育総合計画マスタープラン)

柱	方向性	令和4年度末までに目標とする効果(姿)		
3	8	児童・生徒の学力を高めるために、学習内容への興味・関心や意欲的に学習する態度を育む。		
指標名		(第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン)柱3・方向性8 学びへの関心や意欲を高めるための教育の推進		
現状値(令和4年度)		目標値(令和5年度)	目標値(令和6年度)	目標値(令和7年度)
【全国学力・学習状況調査における「自分にはよいところがある」に対する肯定的な回答割合(児童・生徒質問紙)】 小学校74.7% 中学校78.6%		小学校80.0% 中学校70.0%	小学校82.0% 中学校73.0%	小学校84.0% 中学校75.0%

重点とする事業

事業名	図書館を使った調べる学習コンクールの実施
目的	児童・生徒の興味・関心に応じた課題解決型学習を推進する。
開始当初	○図書館を使った調べる学習コンクールに向けて、指導資料集の作成・配布 ○小中全校における「図書館を使った調べる学習コンクール」の教育課程への位置付け ○管理職に向けた課題解決型学習に関する研修会の実施 ○情報教育推進委員会に向けた課題解決型学習に関する研修会の実施 ○図書館と連携した審査会への委員等の推薦
中間	○指導資料集の配布(5/26、5/27 研修時に説明とともに配布) ○教育課程届出説明会において教育課程への位置付けについて提示予定(12/13) ○管理職向け研修会の実施(5/27 講師:全国学校図書館協議会スーパーバイザー 藤田 利江氏) ○情報教育推進委員会向け研修会の実施(5/26 講師:東京学芸大学教授 加藤 直樹氏) ○図書館と連携した審査会の実施(9/29)
年度最終	
目的に向けて、令和4年度に取り組んだこと	○図書館を使った調べる学習コンクール応募に向けた全校での課題解決型学習の実践 ○管理職及び教員を対象とした課題解決型学習に関する研修会の実施 ○ICTを活用した課題解決型学習を推進するための指導資料の作成及び校長会・各研修会等における周知
目的に対しての成果	○総合的な学習の時間を主とした「図書館を使った調べる学習コンクール」を見据えた課題解決型学習の推進により、自ら課題を設定し解決する学習活動が充実すると共に、学校図書館や市立図書館、一人一台端末などの活用が促進され、様々な情報を活用して学ぶ体験機会を増やすことができた。 【令和4年度全国学力学習状況調査(令和4年4月実施)】 (児童・生徒質問紙) 「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか」の質問に「当てはまる・どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合 ・小学校 78.6%[国との差 +5.9P] ・中学校 79.3%[国との差 +7.2P] (学校質問紙) 「前年度までに、一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を、授業でどの程度活用しましたか。」の質問に「週1回以上」と回答した割合(令和3年9月にGIGA端末を導入後、初の調査) ・小学校 100%[国との差 +14.9P] ・中学校 80%[国との差 -1.2P]
次年度以降への課題及び対策	○図書館を使った調べる学習コンクール応募に向けた取り組みは全校で行ったものの、応募がない学校もあったため、次年度は全校での応募を必須とする。 ○課題解決型学習の底上げを目的として、特色ある教育活動を研究している学校の実践から得た知見の水平展開や、ICTを活用した課題解決型学習を推進するための指導資料を使って、管理職及び教員を対象とした研修会を継続して実施する。

外部評価委員 意見	<p>事業の趣旨から鑑みると全ての学校が図書館を使った調べ学習コンクールに参加することが妥当であるが、実際には1校の参加がなかった。参加しなかった学校の現状や理由、その学校への教育委員会の指導助言の状況なども含めて、市民に対して説明していくことが求められる。</p> <p>またこの事業は単にコンクールへの参加が目的ではなく、児童・生徒の興味・関心に応じた課題解決型学習を推進することに繋がる取り組みであることが重要である。参加校数だけでなく、子どもたちの学習活動が課題解決学習に結びつくものに変化しているか、子どもたちの学習内容への興味関心や意欲的に学習する態度が育まれているのかなどの子どもたちの学習態度の意欲の変容、教員の指導方法の変容などの観点からも検証を行う必要がある。</p> <p>また課題解決学習においてはICTの活用も重要な視点であり、そのような観点からの指標の設定も検討する必要がある。</p> <p>この取り組みは来年度から担当が図書館に一元化される予定とのことであるが、学校での学習活動と密接に関係することなので、引き続き、教育指導課との連携や役割分担の明確化も重要である。</p>
--------------	---

令和4年度重点事業報告書兼点検評価個票

生涯学習スポーツ課

事務事業名	体育等振興事業
-------	---------

財務科目・総事業費(予算額)		
会計	1	一般会計
款	10	教育費
項	6	保健体育費
目	1	保健体育総務費
事業番号	4	体育等振興事業
総事業費(円)	3,119,000 うち、ポッチャ大会審判謝礼10,000	

施策体系(長期総合計画)

基本目標	基本方向	施策	施策の方向性
1	12	123	2

施策体系(教育総合計画マスタープラン)

柱	方向性	令和4年度末までに目標とする効果(姿)		
1	1	新たな知識や技術を習得したいという市民の思いやスポーツ活動など、生涯にわたって生きがいのある活動をするための支援をします。		
指標名		(第4次清瀬市長期総合計画)施策番号123 文化・芸術・スポーツ活動の支援		
現状値(令和4年度)		目標値(令和5年度)	目標値(令和6年度)	目標値(令和7年度)
【この一年でスポーツ・レクリエーションに参加したことがある人の割合】 31.3%(目標値)		32.5%	33.8%	35.2%

重点とする事業

事業名	スポーツ振興事業の推進
目的	年齢・性別・障害の有無を問わず、幅広い世代でスポーツの振興を進める。
開始当初	○東京2020大会に関連した事業をレガシーとして継続していくため、令和3年度から始めたきよせポッチャ祭を開催する他、広域5市の共同事業となる多摩六都スポーツ大会でもポッチャ大会を実施する予定であり、これらの場がその後の東京都市町村ポッチャ大会に向けた競技レベル向上の機会となることを目指す。また、教育指導課においても、レガシーとしての体力向上の取組みの継続や小中学校からのポッチャ大会の参加を目指していることから、市内の学校でもポッチャ授業が行われるよう、連携して実施していく。
中間	○今年度も、複数の自治体が合同で開催する大会を含め、ポッチャの各大会に向けて準備を進めている。また、当課で実施しているニュースポーツ用具貸出の取組が周知されてきたことで、使用方法の指導などの要望を受けることも増えてきたことから、スポーツ推進委員の派遣依頼という仕組みづくりを構築し、市内の幅広いスポーツ活動の支援を進めている。
年度最終	
目的に向けて、令和4年度に取り組んだこと	○第2回開催となるきよせポッチャ祭では、審判を務めるスポーツ推進委員の技術向上を図り大会参加数を前年より10枠増やして募集した。 ○スポーツ推進委員が学校や地域交流イベント、ジュニアリーダーズクラブ事業に参画することで、幅広い世代でのスポーツ振興の場とした。 ○市民の運動への興味関心を高めるために、ポッチャをはじめとするニュースポーツ用具を貸出した。
目的に対しての成果	○第1回大会参加者に対する事業後のアンケートでは、参加者の満足度も高く次回も参加したいとの回答は96%となった。また大会に向けて行ったポッチャ&ニュースポーツ体験会にも多くの参加者が来場し、ポッチャ以外の種目を体験するきっかけとなり事業の相乗効果となった。 ○スポーツ推進委員の講師派遣では、小中学生を対象としたイベントへの依頼が多いことから前年度より子どもへのニュースポーツの普及ができた。 ○上記2点に加え、ニュースポーツ用具の貸出ではポッチャシートも追加したことによって手軽に楽しんでもらえるようになり、令和4年度の用具貸出件数は90件(前年度比2倍)まで増やすことができた。(ニュースポーツ用具貸出件数の令和4年度当初目標 R4:30件、R5:35件、R6:40件、R7:45件)
次年度以降への課題及び対策	○市内の小中学生を対象としたポッチャの大会を開催すると共に、東京2020大会レガシーとして位置づけられているポッチャの授業をサポートすることで、子供たちへのポッチャの普及を図る。 ○ニュースポーツ用具の貸出では、体験会などで貸出の周知をし、身近にスポーツを楽しめる機会の提供に努める。
外部評価委員意見	東京2020大会のレガシーとしてのポッチャ普及への取組みは、スポーツ振興に寄与するものであり、令和4年度の実績は評価に値する。特に第2回目の参加者数は第1回目よりも1.32倍、満足度は5%アップし80%に増えた。さらには、ニュースポーツ用具貸出し数が前年度比2倍と、スポーツ振興の充実が伺える。 しかし、これらの取組の目標とする効果(姿)には「生涯にわたって生きがいのある活動をするための支援」とあるが、この指標の効果を検証するには、幅広い世代へのアンケート調査などが必要ではないか。目標値の設定について、今後検討が必要である。

令和4年度重点事業報告書兼点検評価個票

生涯学習スポーツ課 児童青少年係

事務事業名	学童クラブ指定管理者制度の導入
-------	-----------------

財務科目・総事業費(予算額)		
会計	1	一般会計
款	10	教育費
項	5	社会教育費
目	8	学童クラブ費
事業番号	3	学童クラブ運営管理事業
総事業費(円)	301,827,000	

施策体系(長期総合計画)

基本目標	基本方向	施策	施策の方向性
3	31	312	1

施策体系(教育総合計画マスタープラン)

柱	方向性	令和4年度末までに目標とする効果(姿)		
2	6	適切な指定管理者選定を行い、子育てに関わる支援体制を整える。		
	指標名	(第4次清瀬市長期総合計画)施策番号312 子育ての支援		
	現状値(令和4年度)	目標値(令和5年度)	目標値(令和6年度)	目標値(令和7年度)
	【安心して出産・子育てができる まちだと思える人の割合】 48.5%(目標値)	53.2%	56.6%	60.0%

重点とする事業

事業名	学童クラブ運営管理事業
目的	学童クラブにおける安定的かつ効果的なサービスを提供する。
開始当初	○これまでに、清瀬市立学童クラブ10施設のうち3施設に指定管理制度導入。令和4年度からさらに4施設に指定管理制度を導入し、育成時間の延長を行うことにより保護者の安心及び児童の安全を図っている。 また、令和5年度に残り3施設に指定管理制度を導入するため、年度内に指定管理者の選定を行う。
中間	○令和5年度指定管理者制度導入となる3施設の指定管理者の募集を7月1日から15日で行い、8月4、5日で2社より申請を受付した。そして、9月27日にプロポーザルによる指定管理者選定委員会を開催し、指定管理候補者を選定した。
年度最終	
目的に向けて、令和4年度に取り組んだこと	○プロポーザルによる指定管理者選定委員会を開催し、指定管理候補者を選定すると共に、議会の承認を経て、指定管理者として決定した。その後、令和5年度からの開所に向けて指定管理者と打合せを重ねた。 ○一方、すでに指定管理制度を導入している施設では、指定管理者と意見を出し合い、密に連携を取ることで安定的な学童クラブ運営を行った。
目的に対しての成果	○上記の取り組みの結果、令和5年度より新たに3施設にて、指定管理者制度が導入されたことにより、8時30分から18時15分であった開所時間を、8時から19時まで延長することができた。 ○加えて、指定管理者がワークショップをはじめとした多くの自主事業を実施すること等で、利用者アンケートにて94%の保護者から「満足」「大変満足」との回答を得ることができた。
次年度以降への課題及び対策	令和5年度より、清瀬市の学童クラブ内で複数の事業者が指定管理を行うこととなった。そのため、事業者間で学童クラブ運営に大きな差が出ないように調整しつつ、切磋琢磨し、より良い学童クラブ運営が実施されるよう引き続き密に連携を取る。
外部評価委員意見	適切な指定管理者選定を行い、子育てに関わる支援体制を整えるという目標に対して、開所時間を延長するなどしたことで、利用者アンケートでも94%の満足、大満足という回答を得られており、着実な事業の成果を上げていると判断できる。 また事業者間の差が生じないように、担当課が連携しながら事業者の取り組みを確認し、調整しており、事業者間の適切な切磋琢磨を可能とする環境整備が行われて言える。そのことにより、利用者のニーズに対応したよい学童クラブの運営が効果的、効率的にかつ、安定的に持続可能な形で今後も展開されることを期待したい。

令和4年度重点事業報告書兼点検評価個票

図書館

事務事業名	図書館を使った調べる学習コンクールの実施
-------	----------------------

財務科目・総事業費(予算額)		
会計	1	一般
款	10	教育費
項	5	社会教育費
目	2	図書館費
事業番号	4	図書館運営事業
総事業費(円)	41,000	

施策体系(長期総合計画)

基本目標	基本方向	施策	施策の方向性
1	12	122	3

施策体系(教育総合計画マスタープラン)

柱	方向性	令和4年度末までに目標とする効果(姿)		
3	8	指導課との連携により地域コンクールを開催し、優秀作を全国コンクールに推薦する。		
指標名		(第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン)柱3・方向性8 学びへの関心や意欲を高めるための教育の推進		
現状値(令和4年度)		目標値(令和5年度)	目標値(令和6年度)	目標値(令和7年度)
【図書館を使った調べる学習コンクールへの応募点数】 応募総数 241点 小学生 78点 中学生 163点		⇒ 継続・充実	⇒ 継続・充実	⇒ 継続・充実

重点とする事業

事業名	図書館を使った調べる学習コンクールの実施
目的	○日々の暮らしの中で疑問に思ったことや不思議に感じることを見つけ、自分でそのことに関して調べまとめることにより主体的に学ぶ力を付ける。 ○図書館を使って調べることで図書館や本をより身近に感じるとも、図書館利用の促進を図る。
開始当初	○指導課と連携を深め、さらに多くの学校、より多くの児童・生徒が参加するよう一層の事業の充実を図る。
中間	○令和4年8月25日から9月13日までの応募期間に、小学生338点、中学生106点合計444点の作品の応募があった。9月14日から27日の間図書館員による一次審査を行い、教育長賞3点、優秀賞4点を選定した。9月29日に二次審査会を行い、特別賞2点を追加で決定した。10月15日に行う「清瀬教育の日」の中で表彰式を実施する。
年度最終	
目的に向けて、令和4年度に取り組んだこと	○令和4年度に第2回のコンクールを実施し、図書館員による1次審査を行った。審査にあたっては、情報の出典の明示、自らの体験、まとめや感想の記述、イラストや写真などを使う等、まとめ方の工夫を重視した。 ○コンクールへの参加を促進するため、学校への周知の他、市内全図書館で7月より関連資料の展示コーナーを設置した。
目的に対しての成果	○今年度は、昨年度の応募数241点を上回る444点(小学生338点、中学生106点)の作品の応募があり、その中でも優秀な7作品を全国コンクールに応募することができた。
次年度以降への課題及び対策	○多様な方法を用いて、コンクールに参加する子供たちに対し、図書館利用を促すとともに、全ての小中学校が参加できるように教育指導課と連携を行い、学校への周知を図る。
外部評価委員意見	図書館を使った調べる学習コンクールの実施は、図書館を身近に感じ、図書館利用の促進を図るうえで効果的であったと理解できる。昨年度を上回る応募数は実績として評価に値する。しかし、本事業推進に向けて、教育指導課との連携の中で、管理職向け研修会、情報教育推進委員向け研修会を実施したにも関わらず、全ての小中学校からの応募がないことは、課題として受け止めるべきである。公教育として市民に説明がつかない。今後、教育指導課との連携を深め、全ての小中学校の応募が必要と思われる。そのためには、多忙な学校が応募しやすいように、支援する仕組みづくりが重要である。

令和4年度重点事業報告書兼点検評価個票

図書館

事務事業名	子供向け事業の充実
-------	-----------

財務科目・総事業費(予算額)		
会計	—	—
款		
項		
目		
事業番号		
総事業費(円)	なし	

施策体系(長期総合計画)

基本目標	基本方向	施策	施策の方向性
1	12	122	3

施策体系(教育総合計画マスタープラン)

柱	方向性	令和4年度末までに目標とする効果(姿)		
1	2	多摩六都科学館等の他機関と連携し、内容を充実させて実施(年17回開催)参加者 350人		
指標名	(第4次清瀬市長期総合計画)施策番号122 生涯学習活動の支援			
現状値(令和4年度)	目標値(令和5年度)	目標値(令和6年度)	目標値(令和7年度)	
【子供向け事業「子ども会」への参加者数】 (令和3年度実績) 年4回開催・参加者52人	連携内容の検討 参加者 360人	連携内容の検討 参加者 370人	連携内容の検討 参加者 380人	

重点とする事業

事業名	子供向け事業の充実
目的	「子ども会」を開催することで、図書館に親しみを感じてもらい、利用促進につなげる。
開始当初	○新型コロナウイルス感染症の影響により令和2～3年度は開催できなかったが、令和4年度は感染の状況を考慮しつつ、通常の状態に戻せるよう務める。
中間	○春の子ども会、夏の子ども会の2回を実施した。多摩六都科学館に依頼中だが、昨年一昨年と実施できなかった自治体からの申し込みが多数あることにより、調整している。
年度最終	
目的に向けて、令和4年度に取り組んだこと	○図書館の本に登場するキャラクターを折り紙等で工作したり、本に関連付けたクイズラリーを実施して図書館の楽しさを感じてもらうための「子ども会」を、令和4年度に15回開催した。 ○うち1回は、多摩六都科学館との連携事業として図形の「敷き詰めパズル」を行った。
目的に対しての成果	○令和3年度と比較して回数を増加(4回⇒15回)するとともに、専門知識のある多摩六都科学館の職員から教わることで、参加者を174人まで増やすことができた。
次年度以降への課題及び対策	○令和元年の夏以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止していた、子ども向けDVD上映会の実施や、多摩六都科学館をはじめとする他機関との連携を継続することによって幼児・小学生の図書館への来館を促す。
外部評価委員意見	新型コロナ感染症対策の緩和により、「子ども会」の開催を再開することができるようになるなど、事業の充実に向けた取り組みが着実に推進されていることは評価できる。 しかしまだ人数的には従来のような状況にまでには回復できていない実態がある。 幼少期に図書館での活動の経験はその後の図書館利用にも繋がる重要な機会となると思うので、図書館における子ども向けの事業は重要な取り組みであると考え。今後は、新型コロナ感染症対策を講じながら、従来のような対面的な開催方法に加えて、利用者のニーズを把握しながら、ICT機器やオンライン等を活用した多様な事業展開も視野に入れた工夫を期待したい。

第5 点検評価に関する有識者からの意見

「教育効果による子供像・市民像を描く」 十文字学園女子大学 塚田昭一

1. 成果指標を教育効果の観点から見直す

教育委員会の各種事業の目的は、子供等へ教育効果を高めるためにあります。各種事業の成果指標として、例えば「全小中学生に1人1台のパソコンを整備した」というのでは、成果指標になりません。教育効果としての成果指標とするためには、整備する前と比較して「児童生徒の学習意欲が何%向上した」「テストの成績が何%上がった」など、パソコンを活用した教育効果としての子供の具体的な姿を定量的、または定性的に設定することが重要です。教育効果の成果指標を設定するには、何らかの測定（例えばアンケート等）により「変容した子供像・市民像」を描くことが大切です。これらのことを踏まえ、個票に成果指標として示されている目標値を、教育効果の観点から見直す提案をさせていただきます。

2. 連携・協働体制の更なる充実を図る

目標値を教育効果の観点から見直すためには、「各課（館）の有機的な連携・協働体制の確立」に尽きます。例えば今年度、教育総務課担当事業で行われた「屋内運動場照明器具LED化工事」の令和4年度の目標値は「小学校2校（四小、七小）、中学校1校（三中）」と設定されています。この目標値は具体的で分かりやすいものですが、目標とする効果（姿）として掲げている「教育効果を最大限高める」には正対しません。ここに、教育指導課と連携・協働し、例えば、小中学校理科で学習する「省エネ」や「温室効果ガス」などの環境教育と結びつけてはどうでしょうか。自校の体育館がLED化されて「明るくなった」「使いやすくなった」だけの印象、感想だけでなく、LED化によって学校で使用する電力量が減り、「これだけ電気料金が安くなった」「二酸化炭素排出量に換算すると水銀灯とこんなに違う」など、日常生活や環境教育に関連させた、実感を伴った学習効果が期待できます。

3. 新たな価値を創造する

連携・協働体制の確立は、新たな価値を創造する可能性があります。これまで教育委員会や他の各部署がバラバラに保有しているデータを集約し、可視化することで、新たな教育効果が期待できます。セキュリティ等の課題は想定されますが、現在進めている「清瀬市DX推進計画」と相まって、例えば、不登校対策への活用も考えられます。新たな価値を創造した各種事業の在り方を描きながら、子供が育つ、市民が育つ、まちも育つ、清瀬の教育に期待します。

1. 目標値の的確な設定

現在の目標値の内容では、なぜこの数値が設定されているのかという根拠が的確に説明されていない。そのため、目的のどの部分の達成状況を示す数値なのか、また現状として目的の何がどこまで実現されているのかを把握することが難しい状況である。

まずは、根拠を明確にした上で、事業の目的が達成された姿を的確に示す目標値の設定を行うことが重要である。その上で、目標値と現状のギャップを把握し、現状から目標値を達成するための道筋（ルート）を描き、その道筋において、誰が何をいつどのように行動するのかを明確にして計画立てする。そしてその計画の進捗を把握しながら各年度の目標値の達成状況が目的達成のどの部分をどのように示しているのかということ把握するプロセスが大切である。

加えて、評価は教育委員会が自らの取り組みを見直して、効率的で効果的で経済的な行政活動を実行するためのものであると共に、市民への説明責任を果たすことに活用することも重要である。そのような観点から見たときに、目的—目標—計画—実践—検証というプロセスを分かりやすく示すような評価票にすることも重要である。そうすることで、評価を通して、市として実行している事業の内容やその成果を市民に対して分かりやすく説明することが可能となり、アカウンタビリティを果たすことに繋がると考える。

2. アウトカム指標の設定

現在の評価票の問題点としては、目標値がアウトプット指標になっていることである。事業自体の実施状況を把握する上ではアウトプット指標も重要であるが、目的の達成状況を示す目標値としては、事業を行った結果、学校、教員、子供、保護者、地域住民などの関係者にどのような変容や効果をもたらしているのかということ把握するためのアウトカム指標を的確に設定していくことが重要である。

3. データの収集、蓄積、利活用

アウトカム指標に基づいて、事業の成果検証を行うためには、多様なデータを的確に利活用できるような形で収集整理し、分析することが重要である。その際には、既存のデータを活用することも重要である。清瀬市では校務支援システムを更新し、令和5年度から本格稼働する予定なので、学校での教授活動も含めた教育活動の改善にも利用されるだけでなく、教育委員会の事業点検評価においてもそこで収集される多様なデータを利活用することを期待したい。

第6 清瀬市教育委員の活動状況(令和4年度)

1 教育委員会の構成

職名	氏名	任期	備考
教育長	坂田 篤	自 令和 4年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日	
教育長 職務代理者	宮川 保之	自 平成30年10月 1日 至 令和 8年 9月30日	令和4年10月1日に再任
委員	粕谷 衛	自 令和 2年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日	
委員	兵頭 扶美枝	自 令和 3年 4月16日 至 令和 7年 4月15日	
委員	土屋 佳子	自 平成31年 4月 1日 至 令和 4年 6月30日	任期中退任
委員	尾崎 啓子	自 令和 4年 7月 1日 至 令和 5年 3月31日	任期は前任の残任期間

2 教育委員会定例会・臨時会

毎月1回の定例会、必要に応じて臨時会を開催し、議案、報告事項等を審議しました。

実施日	主な審議項目
令和4年第4回定例会 令和4年4月20日	議案第11号 事務の臨時代理の承認について 議案第12号 清瀬市立図書館協議委員の選任について 議案第13号 清瀬市立図書館組織規則の一部を改正する規則について(図書館関連分) 議案第14号 清瀬市社会教育委員の選任について 議案第15号 清瀬市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について 議案第16号 清瀬市立図書館組織規則の一部を改正する規則について(教育総務課関連分) ・教育長就任(再任)について ・令和4年度教育委員会重点事業について ・新型コロナウイルス感染症について ・令和4年度研究指定校について ・令和5年度使用清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択の流れ
令和4年第5回定例会 令和4年5月19日	議案第17号 事務の臨時代理の承認について 議案第18号 清瀬市教育委員会会議規則の一部改正について 議案第19号 教育委員の退任について ・清瀬市学校運営協議会委員について ・新型コロナウイルス感染症について ・宿泊行事の実施について

	<ul style="list-style-type: none"> ・清瀬市立学校特別支援学級再編進捗状況について ・令和3年度 長期欠席・いじめ調査の報告について
令和4年第6回定例会 令和4年6月20日	<p>議案第20号 清瀬市教育委員会事務局組織規則の一部改正について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「清瀬の100冊」読書感想文コンテストについて ・新型コロナウイルス感染症について ・令和4年度清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の日程について
令和4年第7回定例会 令和4年7月15日	<p>議案第21号 事務の臨時代理の承認について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について ・新型コロナウイルス感染症について
令和4年第8回定例会 令和4年8月22日	<p>議案第22号 令和5年度使用清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択について</p> <p>議案第23号 令和4年度清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症について ・重点事業報告書兼点検評価個票等の年間スケジュールについて ・音楽鑑賞教室・中学校連合音楽会について
令和4年第9回定例会 令和4年9月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・清瀬市コミュニティハウスにおける「令和3年度地域交流拠点の運営効果に関する調査研究事業」の報告 ・新型コロナウイルス感染症について ・令和4年度学力調査結果概要について ・令和4年度1学期の長期欠席・いじめ等の状況について
令和4年第10回定例会 令和4年10月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度重点事業報告（中間報告） ・新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定支援業務委託プロポーザルの結果について ・第14回石田波郷俳句大会について ・図書館を使った調べる学習コンクールについて ・新型コロナウイルス感染症の状況について
令和4年第11回定例会 令和4年11月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第24号 清瀬市就学援助費支給要綱の一部改正について ・令和5年度清瀬市立学校教育課程編成基準（案）について ・特別支援学級の新設移設計画（進捗）について ・新型コロナウイルス感染症の状況について
令和4年第12回定例会 令和4年12月23日	<p>議案第25号 令和4年度清瀬市教育委員会表彰について</p> <p>議案第26号 清瀬市立学校職員服務規程の一部改正について</p> <p>議案第27号 清瀬市スポーツ推進委員の選任について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清瀬市しあわせ未来センター条例について ・学童クラブ条例の一部を改正する条例について ・各施設指定管理者の指定について ・教育相談室運營業務委託の契約締結について ・清瀬市特別支援教育推進計画評価・検討委員会の進捗状況について ・第14回石田波郷俳句大会実施報告 ・令和4年度「命の教育フォーラム」について ・新校開設に向けた取組みについて ・新型コロナウイルス感染症の状況について
令和5年第1回定例会 令和5年1月23日	<p>議案第1号 清瀬市教育委員会の権限委任等に関する規則の一部改正について</p> <p>議案第2号 清瀬市教育委員会公告式規則の一部改正について</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年清瀬市20歳のつどいの実施について ・清瀬市立学校における学校給食の食物アレルギー対応基準の改訂について ・新型コロナウイルス感染症の状況について ・清瀬市特別支援教育推進計画（第五次実施計画） ・清瀬市いじめ防止のための行動計画 令和4年度実施計画（令和5年度～令和7年度） ・懲戒処分の報告について
<p>令和5年第2回定例会 令和5年2月27日</p>	<p>議案第3号 令和5年4月1日施行の清瀬市組織改正に伴う清瀬市教育委員会事務局組織規則等の一部改正について</p> <p>議案第4号 清瀬市児童センター条例改正に伴う清瀬市児童センター条例施行規則等の一部改正について</p> <p>議案第5号 清瀬市教育委員会傍聴人規則の一部改正について</p> <p>議案第6号 清瀬市コミュニティハウス設置条例施行規則の廃止について</p> <p>議案第7号 清瀬市教育委員会の所管に係る清瀬市公共施設予約情報管理システムに関する規則の一部改正について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清瀬市児童センター条例の一部改正について ・令和5年度清瀬市教育総合計画マスタープラン実行計画等について ・就学援助の申請方法の電子化について ・令和4年度卒業式及び令和5年度入学式について ・新型コロナウイルス感染症の状況について ・学校職員が喫食する給食の費用負担について
<p>令和5年第3回定例会 令和5年3月22日</p>	<p>議案第8号 清瀬市教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の廃止</p> <p>議案第9号 清瀬市教育委員会職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部改正</p> <p>議案第10号 清瀬市スポーツ推進委員の選任について</p> <p>議案第11号 清瀬市青少年委員の選任について</p> <p>議案第12号 令和5年度清瀬市立小・中学校教育課程の受理について</p> <p>議案第13号 清瀬市教育マスタープラン実行計画 令和5年度重点事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清瀬市立学校情報活用能力調査について ・令和5年度就学援助費・特別支援教育就学奨励費受給申請書の申請方法について ・令和5年度からの学校職員給食費徴収について ・令和5年4月1日施行の清瀬市組織改正に伴う清瀬市教育委員会事務局職員職務権限規程等の一部改正について ・定年引上げに伴う清瀬市立学校職員服務規程等の一部改正 ・清瀬市個人情報の保護に関する条例廃止に伴う清瀬市立学校防犯カメラ監視システムの設置及び運用に関する要綱等の一部改正 ・清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針検討委員会設置要綱の廃止 ・教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部改正 ・令和4年度学校評価及び令和5年度特色ある学校づくり事業予算査定結果について ・会計年度任用職員（補助職）の職の新設と廃止について ・学校と地域のコミュニティ事業に関する要綱について ・非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例について

	・ピース・エンジェル実行委員会設置要綱の廃止について
令和5年第1回臨時会 令和5年3月29日	・清瀬市立学校事務共同実施要綱の一部改正

3 教育委員会学校訪問

(1) A訪問(学校訪問)

趣 旨:学校訪問を通して、学校経営方針及び教育課程届に基づく教育課程の進行状況並びに各校の特色ある教育活動や校内研究、授業改善推進プラン等の取組状況を把握する。

内 容:授業参観(3・4校時)、給食試食、管理職との懇談(5校時)

訪問者:教育長、教育委員、教育委員会事務局職員

(2) B訪問(指導訪問)

趣 旨:研究授業及び研究協議に対する指導主事等による指導・助言を通して、教職員の学習指導力向上を目指す。

内 容:研究授業観察(5校時)、研究協議への参加及び指導・助言

※校内研究又は校内研修会における研究授業を兼ねることも可とする。

訪問者:教育長、教育委員(任意参加)、教育委員会事務局職員(指導主事を含む)

訪問日	学 校 名	訪問パターン
令和4年 5月12日	清瀬第七小学校	A
令和4年 5月30日	清瀬第八小学校	A
令和4年 6月 6日	清瀬第二中学校	A
令和4年 6月22日	清瀬第三中学校	B
令和4年 7月 5日	清瀬第五中学校	B
令和4年 9月21日	清明小学校	B
令和4年10月 5日	清瀬第十小学校	B
令和4年10月 6日	清瀬第三小学校	A
令和4年10月25日	清瀬第六小学校	A
令和4年11月 2日	芝山小学校	B
令和4年11月 9日	清瀬第四中学校	B
令和4年11月10日	清瀬小学校	A
令和4年11月29日	清瀬中学校	A
令和5年 2月 1日	清瀬第四小学校	B

※A訪問とB訪問は隔年で実施します。

4 教育委員として就任している他の組織の委員等

各組織の運営等に関し、教育的な見地から助言を行うため、委員等に就任しています。

組 織 名	委 員 名	任 期	備 考
東京都市町村教育委員会連合会 役員	尾崎 啓子	自 令和 4年 7月 1日 至 令和 6年 5月26日	
	土屋 佳子	自 令和 4年 5月27日 至 令和 4年 6月30日	
	兵頭 扶美枝	自 令和 2年 5月27日 至 令和 4年 5月26日	
子ども子育て会議委員	尾崎 啓子	自 令和 4年 7月 1日 至 令和 5年 7月31日	
	土屋 佳子	自 令和 3年 8月 1日 至 令和 4年 6月30日	
清瀬市男女共同参画センター 運営委員会委員	尾崎 啓子	自 令和 4年 7月 1日 至 令和 6年 3月31日	
	土屋 佳子	自 令和 2年 4月 1日 至 令和 4年 6月30日	

<資料>

清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の 状況の点検及び評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、清瀬市教育委員会(以下「委員会」という。)が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

- (1)点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2)評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、清瀬市教育総合計画マスタープランの基本方針に基づく主要施策とする。

(点検及び評価の実施)

- 第4条 委員会は点検及び評価は、前年度の清瀬市教育総合計画マスタープランの基本方針に基づく主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- 2 委員会は点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
 - 3 委員会は施策及び事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。
 - 4 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、清瀬市議会へ提出するとともに公表するものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第5条 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検・評価に関する有識者を置く。

(委任)

第6条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 10 月 16 日教委訓令第4号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 28 年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)附則第2条第1項に規定する旧教育長が在職する場合には、改正後の清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱の規定は適用せず、この規則による改正前の清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱の規定は、なおその効力を有する。

令和5年度 清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度分）報告書

令和5年8月発行

発行 清瀬市教育委員会

〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目842番地

電話 042-492-5111 ・ FAX 042-495-3940

～清瀬市教育委員会は「子供が育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育」の実現に努めます～